

第2編 各論

第 3 章

水道事業と下水道事業
の 事 業 計 画

第3章 水道事業と下水道事業の事業計画

1. 事業計画の体系

本市の上下水道局は、「お客様の満足度を最大化する」ことを経営目標に掲げ、それを実現させるべく6つの政策とそれに関連する水道施策・下水道施策を次のとおり定めています。

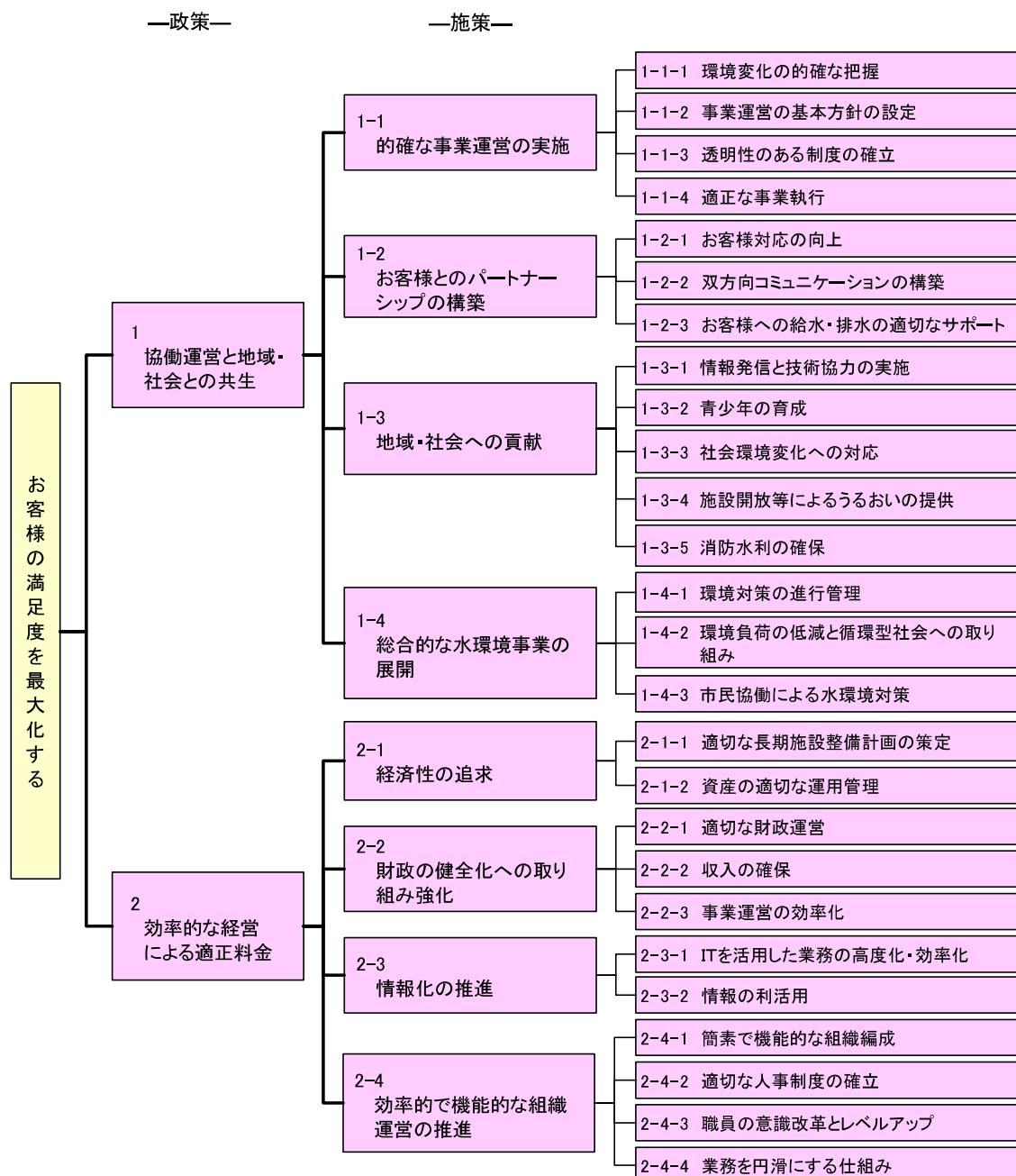


図-3. 1. 1 経営目標と政策・施策の体系

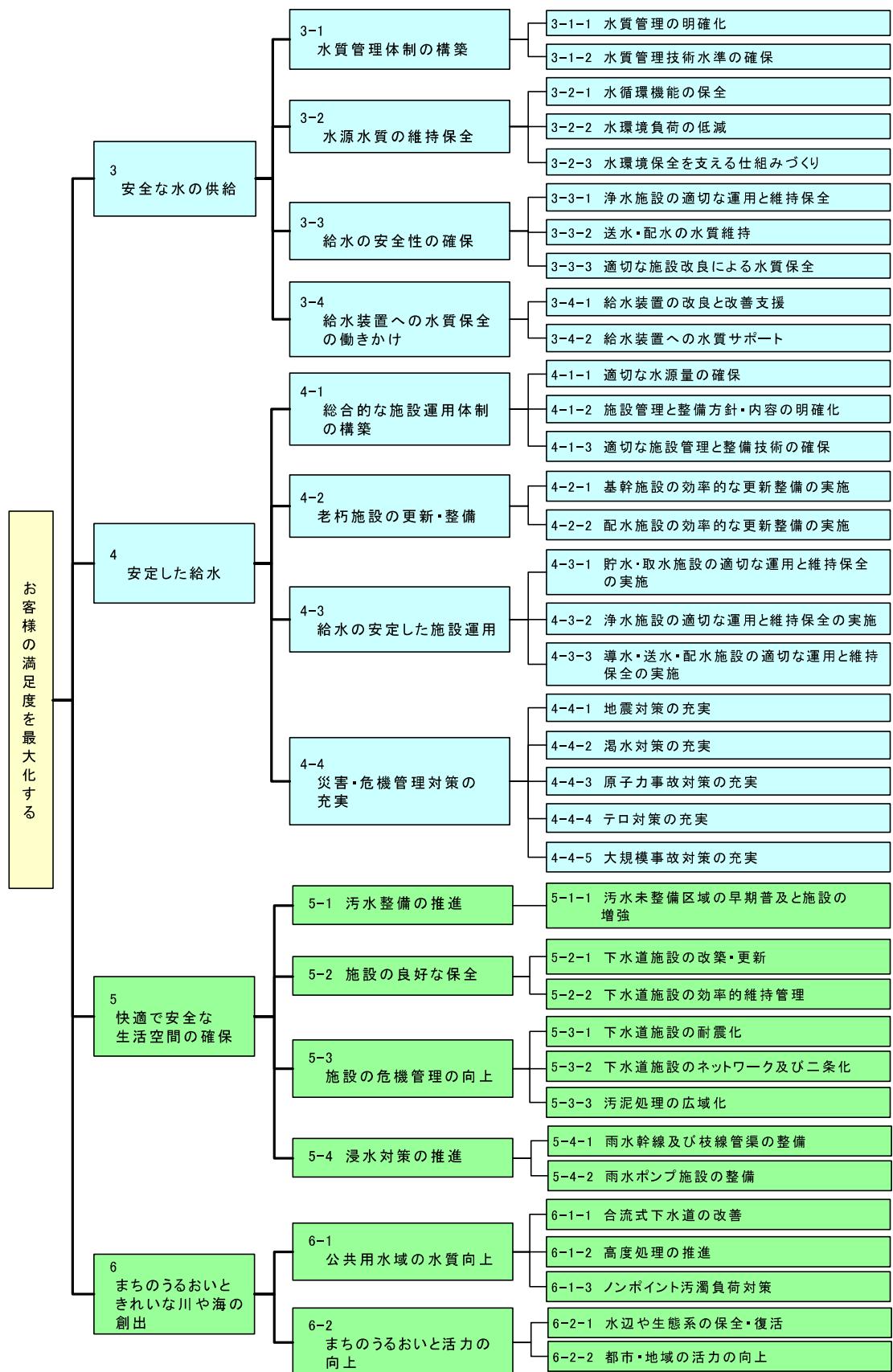


図-3.1.1 経営目標と政策・施策の体系

2. 主要な施策の概要

「お客様の満足度を最大化する」ための6つの政策とそれを構成する施策の取り組み方針と主な内容は次のとおりです。

(1) 協働運営と地域・社会との共生 【政策 1】

お客様との認識を共通化し、時代に対応した施策やニーズの把握に努めて反映させるよう、的確な事業運営を行っていきます。

また、すべての事業活動を通じて、環境にやさしく、地域・社会と共生できるものとしていきます。

ア 的確な事業運営の実施 【1-1】

ー取り組み方針ー

将来にわたり、水道及び下水道の使命を責任もって実行でき、透明性のある的確な事業運営を行っていきます。

主な内容

(環境変化の的確な把握) 【1-1-1】

- お客様アンケート（CS調査：お客様ニーズ・満足度調査）の実施
- 的確な水需要予測・下水流入水量予測の実施

(事業運営の基本方針の設定) 【1-1-2】

- 経営委員会（仮称）の運営
- 水道事業の広域化の研究（水道事業固有）

(透明性のある制度の確立) 【1-1-3】

- 電子入札制度の推進
- 情報公開制度の推進
- お客様の意見反映手法の活用
- 各種制度の見直し

(適正な事業執行) 【1-1-4】

- 行財政改革／行政評価システムの推進
- 上下水道局版事業運営管理システムの構築

※ 【】内の番号は、P47～48の体系番号です。以下同じ。

(環境変化の的確な把握)

多方面にアンテナを張り、水道事業及び下水道事業を取り巻く環境変化の情報を収集、整理、分析して、その動向ができるだけ的確に把握して、事業運営に反映させていきます。

- お客様アンケート（CS調査：お客様ニーズ・満足度調査）の実施

お客様の水道・下水道の使用や水環境保全に関する意識やその動向、また、サービスに対する満足度やニーズを把握して、事業運営に反映させていきます。

- 的確な水需要予測・下水流入水量予測の実施

社会環境の変化や水需要の動向を分析し、事業運営の最も基本事項となる水需要予測や下水流入水量予測を適切な手法で実施して、経営管理に反映させていきます。

(事業運営の基本方針の設定)

お客様ニーズや外部環境の変化、経営資源の状況から、事業運営の基本方針を定め、これに従って着実に実行していきます。

- 経営委員会（仮称）の運営

市民・事業者・学識経験者など外部の委員により、事業経営に関する包括的な審議をしていただき、その提言、意見を事業運営に反映させていきます。

- 水道事業の広域化の研究

（水道事業固有）

水源を同じにする神奈川県内の水道事業の広域化について、他事業体とも協議し、将来にわたりお客様の利益を判断基準として、広域化についての調査・研究を進めています。



水道事業経営委員会



明日の下水道を考える委員会

(透明性のある制度の確立)

公共性を有する事業として、透明性のあるルールや制度の下で、適正に事業運営を行っていきます。

● 電子入札制度の推進

契約事務の公平性や透明性を保ち、かつ、迅速で効率的な事務執行のため、インターネットを利用した電子入札制度を推進していきます。

● 情報公開制度の推進

お客様の知る権利を確保し、水道事業と下水道事業における説明責任を果たすとともに、公正の確保と透明性の向上を図っていきます。

● お客様の意見反映手法の活用

お客様の事業への参画を促進するため、パブリック・コメント制度*やパブリック・インボルブメント制度*を活用し、基本となる制度や条例案などに意見をいただき、できる限り反映させることで、開かれた事業を推進していきます。

● 各種制度の見直し

お客様との関係や仕事をする上でのルールなどの各種制度は、時代に適合した合理的なものとし、常に見直しを行っていきます。



電子入札インターネット画面

(適正な事業執行)

すべての事業を計画的かつ公正な制度の下で誠実に行い、その事業成果を見直しながら、適正に事業運営していきます。

● 行財政改革／行政評価システムの推進

本市が実施する行財政改革、行政評価システムを推進して、常に事業成果やその取り組みを見直し、お客様に公表していきます。



まちづくり成績表（行政評価）インターネット画面

● 上下水道局版事業運営管理システムの構築

水道事業及び下水道事業におけるすべての業務が、「お客様の満足度を最大化する」ために、有機的かつ合理的に実行できるような仕組みづくりとその導入を図っていきます。

また、事業の選択と集中やマネジメントサイクル^{*}により、適切に事業運営管理を行っていきます。

イ お客様とのパートナーシップの構築 【1－2】

－取り組み方針－

お客様の視点に立ったサービスを心掛けるとともに、水道・下水道がお客様にとって、身近で親しみの持てるものとなるよう、お客様とともに協働運営していきます。

主な内容

(お客様対応の向上) 【1－2－1】

- 窓口サービスの向上

(双方向コミュニケーションの構築＝広報広聴活動の充実) 【1－2－2】

- 情報提供の推進
- 参加型広報活動の推進
- 市民協働による事業執行

(お客様への給水・排水の適切なサポート) 【1－2－3】

- 給水・排水に関する相談
- 給水・排水トラブルのサポート

(お客様対応の向上)

お客様と接するすべての場面で、お客様の立場に立った的確で迅速な対応を行っていきます。

● 窓口サービスの向上

お客様からの問い合わせや窓口での対応など窓口サービスの向上に努めます。また、用件は、できるだけ一か所で対応できるような「ワンストップサービス」の取り組みを行っていきます。



電子紙しばい

(双方向コミュニケーションの構築)

お客様の知りたい情報をあらゆる手段で分かりやすく提供するとともに、お客様のご意見を取り入れた双方向のコミュニケーションを構築していきます。

● 情報提供の推進

広報紙の活用、パンフレット、ホームページなどの質や量を高め、お客様が必要としている情報などを日ごろから積極的に発信していきます。

● 参加型広報活動の推進

お客様と直接お話ができるような参加型の広報活動を推進していきます。

特に、水道週間や下水道週間などのイベントの実施や地域コミュニティーである町内会等へ出席し、対話型の「出前トーク」の実施により、お客様との双方向での対話を推進していきます。

● 市民協働による事業執行

水道事業及び下水道事業への理解と協力をいただき、お客様との良きパートナーシップを築くために、市民公募によるお客様モニター制度を一層推進して、市民協働による事業運営を目指します。

また、水のサポート制度の検討を行っていきます。



水の祭典



水ミステリーツアー



水道モニター研修会

(お客様への給水・排水の適切なサポート)

お客様の財産である給水装置^{*}のご利用に関して、適切なアドバイス等を行い、より快適で安全な水道のご使用をサポートしていきます。

● 給水・排水に関する相談

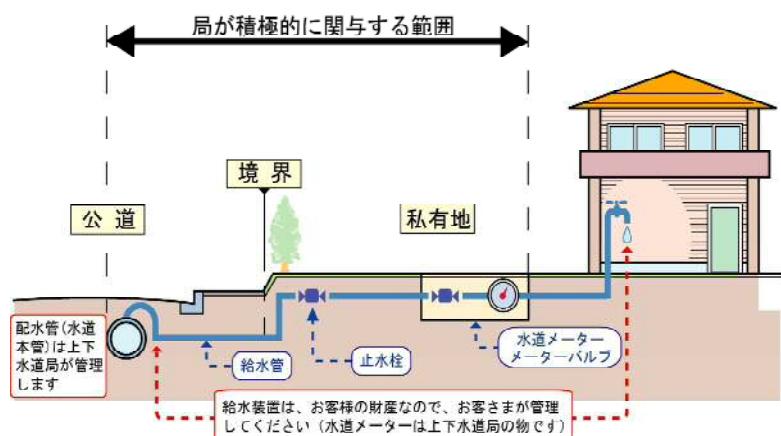
給水装置や排水設備の新設・増設・改造を行う場合や開発行為を行う場合には、水道管・排水管の新設方法、分岐方法、接続方法、設備の構造・材質を含めた設置方法など、必要な相談・審査を実施して、快適に水道^{*}・下水道^{*}をご使用していただくためのサポートを行っていきます。

● 給水・排水トラブルのサポート

給水装置や宅内の排水設備は、お客様の費用で設置された財産であり、管理責任もお客様にあります。

しかし、公道内に布設された給水装置等（給水管）は、お客様が管理しきれない部分もあります。このため、お客様との境界を水道メーターとし、その水道メーターまでの漏水修理を所定の手続により、上下水道局の費用で実施します。

また、給水装置や宅内の排水設備のトラブルについてのアドバイスや問い合わせ先などは、パンフレットやホームページに掲載し、お客様サポートを推進していきます。



ウ 地域・社会への貢献 【1-3】

－取り組み方針－

水道事業及び下水道事業の活動全般を通じて、地域や社会へ貢献していきます。

主な内容

(情報の発信と技術協力の実施) 【1-3-1】

- 国や関係機関と連携した情報交換、改善提案の実施
- 海外研修員等の受け入れの実施

(青少年の育成) 【1-3-2】

- 小中学生の総合的な学習の支援
- 施設見学の実施
- ポスター展の実施

(社会環境変化への対応) 【1-3-3】

- 高齢社会に対応するサービスの検討
- 高齢社会の活性化モデル構築

(施設開放等によるうるおいの提供) 【1-3-4】

- 施設の開放
- 走水水源地の活用検討（水道事業固有）

(消防水利の確保) 【1-3-5】

- 消防水利を考慮した配管計画の検討（水道事業固有）
- 下水処理水等の消防水利への活用（下水道事業固有）

(情報の発信と技術協力の実施)

本市の水道事業や下水道事業が持つ、経営のノウハウや技術を積極的に発信していきます。

また、同時に、これらの機会を通じて、自らのレベルアップを図っていきます。

- 国や関係機関と連携した情報交換、改善提案の実施

関係機関との情報交換を行い、より効率的な事業運営を推進し、さらに、経営の効率化に向けた改善等の働きかけをしていきます。

- 海外研修員等の受け入れの実施

発展途上国からの研修員の受け入れを引き続き行います。また、国内関係機関等への情報発信を行い、併せて技術協力を行っていきます。



海外研修員の研修

(青少年の育成)

次世代を担う青少年に、水道・下水道の理解を深めてもらうとともに、職場体験の受け入れを実施するなど青少年の育成の支援を行っていきます。

- 小中学生の総合的な学習の支援

夏休み水道教室、小学生向けパンフレットなどを通じて、生活に欠かせない水道や下水道の大切さや仕組み、水道・下水道から見た環境問題などをわかりやすくお話しします。

また、小中学生の総合的な学習の支援を検討するとともに、高校生をも含めたインターンシップ（職場体験）を実施していきます。



夏休み水道教室

- 施設見学の実施

小学校による施設の見学を積極的に受け入れ、浄水場での水のできる仕組みや浄化センターで汚水を処理する仕組みを見学してもらいます。

- ポスター展の実施

水の日（8月1日）や下水道の日（9月10日）にちなみ、夏休み期間中、市内の小学生を対象に「水道」や「下水道」に関するポスターを描いてもらうことで、絵を通して水道・下水道の役割の重要性を理解してもらいます。

また、水環境保全に対して、子供たちに自由な発想をしてもらえる場を提供していきます。



下水道ポスター展表彰式

(社会環境変化への対応)

今後の社会環境変化に対応した取り組みを実施していきます。

特に、高齢社会に対応した対策を研究し、高齢者への必要な情報支援や生活サポートについて、関係機関と連携して推進していきます。

● 高齢社会に対応するサービスの検討

高齢社会の進行により、高齢者の生活をサポートする具体的な施策の調査研究を進め、具体化を図っていきます。

また、そのひとつとして、上下水道局では訪問巡回サービスにより水道や下水道の相談、簡易な水質検査などを検討していきます。

● 高齢社会の活性化モデル構築

市民参画や市民協働施策に対して、各種経験者や専門家にこだわることなく、高齢者の方にも広く参加していただくことで、高齢社会の活性化モデルを構築するなど、地域活力の再生にも寄与していきます。

(施設開放等によるうるおいの提供)

上下水道局は、うるおいの提供ができる施設開放を積極的に実施していきます。

● 施設の開放

水道施設^{*}においては、湘南国際村配水池の一部を展望レストランとして開放しています。

今後も水道水の安全な供給を前提として、周辺の自然環境と一体となった水道施設を可能な範囲で開放し、地域にうるおいや文化的な環境の提供が図れるよう検討していきます。

下町浄化センターと追浜浄化センターにある処理水を再利用した「トンボの王国」や処理施設の屋上を開放するなど地域の方々や子供たちが集い、ふれあう場を積極的に提供していきます。



湘南国際村配水池



下町浄化センター「トンボの王国」

● 走水水源地の活用検討（水道事業固有）

走水水源地は、本市水道発祥の地であり、「煉瓦造貯水池」及び「鉄筋コンクリート造浄水池」は、国の登録有形文化財に指定されています。

また、この走水水源地の湧水は、地域の方々からも名水として愛されてきました。今後は、走水水源地を有効活用し、地域にうるおいや文化的な環境を図れるよう検討していきます。



「貯水池」登録証

「浄水池」登録証

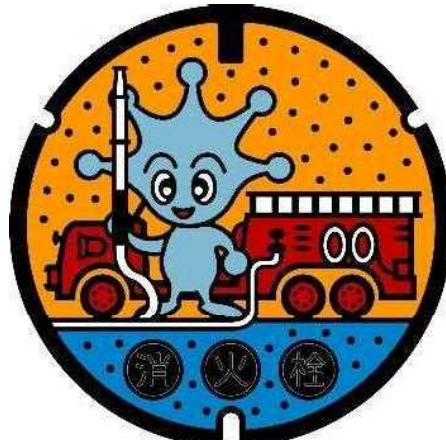
(消防水利の確保)

火災時や災害時における水道施設・下水道施設の活用の可能性や方法について検討し、消防局と連携して、市民の生命と財産を守る消防水利の確保に努めています。

● 消防水利を考慮した配管計画の検討（水道事業固有）

水道管に設置された消火栓は、消火用水を確保する観点から、現在の都市環境において重要な役割を持っています。

このため、水圧・水量を適切に確保する観点から、消防局との役割分担と連携により、配水管布設計画を検討していきます。



消火栓ふた

● 下水処理水等の消防水利への活用（下水道事業固有）

火災、特に地震時に水道管が破損した場合には、あらゆる手段で消防水利を確保する必要があります。

この1手段として、浄化センターの処理水等を活用するなど消防局との役割分担と連携により、活用方法等を検討していきます。

エ 総合的な水環境事業の展開 【1-4】

－取り組み方針－

環境保全に配慮した水道事業運営を目指していきます。

主な内容

(環境対策の進行管理) 【1-4-1】

- 環境マネジメントシステム（ISO14001）の推進
- 環境会計の導入

(環境負荷の低減と循環型社会への取り組み) 【1-4-2】

- 資源・エネルギーの削減
- 新エネルギー対策の検討
- 資源再利用の推進
- 廃棄物等の適正な処理

(市民協働による水環境対策) 【1-4-3】

- 各戸雨水貯留施策の検討（下水道事業固有）

(環境対策の進行管理)

環境対策を適切に実施するために、計画を策定し、それに従って、実施結果の進行管理を行い、適切な見直しを行うことにより、効果的な環境対策を行っていきます。



ISO環境研修



定期サーベイランス（事務局審査）

● 環境マネジメントシステム（ISO 14001）の推進

現在、本市が取得している環境マネジメントシステムを着実に実施していくとともに、適用施設に入っていない事業所等についても検討していきます。

● 環境会計の導入

事業活動全体の環境負荷を金額やCO₂の排出量などに置き換えて、できるだけ定量的に示す環境会計の導入を図ります。そして事業活動を見直し、必要な対策を明確にして、事業活動を実施していきます。

(環境負荷の低減と循環型社会への取り組み)

水道事業及び下水道事業を通じて、環境負荷の低減対策の推進とリサイクルの徹底により、循環型社会の構築に貢献していきます。

● 資源・エネルギーの削減

限りある資源・エネルギーの使用を削減し、環境負荷を低減化していきます。

● 新エネルギー対策の検討

技術開発の進展状況を見極めながら、太陽光発電・風力発電・小水力発電等の新しいクリーンエネルギーの有効利用について調査・検討していきます。

また、浄化センターから出される放流水の落差を利用した発電の調査・検討を進めています。

● 資源再利用の推進

追浜・下町浄化センターにおける処理水再利用施設の増強を図り、民間の処理水需要者に、有償で処理水を供給していきます。

また、汚泥の有効利用*を推進するため、汚泥焼却灰をセメント原料等として再利用するなど、環境負荷低減対策を推進していきます。

さらには、グリーン商品の購入を推進し、再生材料の使用、公共残土の有効活用等できる限り資源の再利用を促進し、リサイクルに貢献していきます。



陶器ミニチュア



セメント原料／土壌改良



タイル／レンガ

● 廃棄物等の適正な処理

水道事業及び下水道事業でやむを得ず発生する廃棄物等については、関係法令等に則って、適正に処理していきます。

(市民協働による水環境対策)

水道事業や下水道事業だけでなく、お客様のできる水環境対策についても、協働で実施できるよう検討を進めています。

● 各戸雨水貯留施策の検討（下水道事業固有）

宅地に降った雨を貯めて庭木の散水に利用することで、地下水の保水や温暖化抑制のほか、下水管や川への負担軽減や公共用水域の水質向上など、総合的な水環境保全を市民協働で推進することを目的に、各戸雨水貯留槽を設置及び設置に伴う助成金制度の導入など調査・研究を進めています。

(2) 効率的な経営による適正料金 【政策 2】

お客様に納得いただける事業運営を目指すため、投資と効果のバランスを考慮し、お客様の理解が得られる料金で、水道サービス・下水道サービスが提供できる自立した事業経営を行っていきます。

ア 経済性の追求 【2-1】

－取り組み方針－

財政見通しや水需要動向に基づく効率的な施設整備計画や維持管理計画により、施設の利活用など適切な運営管理を行っていきます。

主な内容

(適切な長期施設整備計画の策定) 【2-1-1】

- 効率的な水道施設整備計画の策定と進行管理（水道事業固有）
- 効率的な下水道施設整備計画の策定と進行管理（下水道事業固有）

(資産の適切な運用管理) 【2-1-2】

- 効率的で計画的な維持管理計画
- 施設利活用計画の策定

(適切な長期施設整備計画の策定)

適切に水道施設・下水道施設を整備・維持していくためには、水需要動向等をできるだけ的確に捉え、既存施設の老朽度や能力水準及びお客様へのサービス水準などの視点から、必要な施設の整備に関する長期計画を策定します。

● 効率的な水道施設整備計画の策定と進行管理（水道事業固有）

水道施設整備基本計画を策定し、必要な施設整備事業を第1次基幹施設整備事業、配水施設整備事業等に整理し、着実な施設の整備を実施するとともに、事業の進捗状況を進行管理していきます。



シールド工事



大矢部ポンプ所

● 効率的な下水道施設整備計画の策定と進行管理（下水道事業固有）

本市の下水道は、平成17年度（2005年度）で市街化区域の汚水整備が概ね完了する見通しとなっています。

これからは東京湾のさらなる水質向上を中心とした環境施策を推進していくため、社会環境変化や流入水量の予測を基に長期的な施設整備計画を策定していきます。また、計画の進行管理や評価により適切に事業執行を管理していきます。



汚水ポンプ

(資産の適切な運用管理)

水道・下水道のライフライン機能や水環境保全機能を確保するため、水道施設・下水道施設や用地等の保有資産の適正な管理を行っていきます。

また、資産の有効的な利活用により、付加価値の創出を行っていきます。

● 効率的で計画的な維持管理計画

本市では、これまでに膨大な水道施設や下水道施設を建設してきました。

これらの施設を良好な状態で維持し、延命化を図るため、維持管理基本計画を策定して、適切な改築・更新や維持補修計画により、予防保全的で計画的な管理を進めています。

● 施設利活用計画の策定

水道施設や下水道施設の利活用に関しては、すべての施設や用地等の状況を調査し、利活用を実施するための具体的な計画を策定して、着実に実行していきます。



親水水路



遊水池



湘南国際村配水池 水の広場



湘南国際村配水池 レストラン

イ 財政の健全化への取り組み強化 【2-2】

－取り組み方針－

恒久的な事業運営を行い、社会要請に応えられるよう財政の健全化を図っていきます。

主な内容

(適切な財政運営) 【2-2-1】

- 適正な財政計画
- 企業債残高の削減計画の策定

(収入の確保) 【2-2-2】

- 料金等滞納整理の強化
- 料金体系^{*}の見直し（基本料金^{*}範囲、遞増型料金体系^{*}の見直し）
- 水洗化の促進（下水道事業固有）

(事業運営の効率化) 【2-2-3】

- すべての業務の効率化／コスト縮減への取り組み
- 外部委託化等の推進

(適切な財政運営)

上下水道事業基本計画の基本方針に従った効率的な事業運営のために、財政面においても、適切な運営を行っていきます。

また、健全な経営体質の確保のため、企業債残高の削減計画に従い、計画的な投資により財政基盤の強化を図っていきます。

● 適正な財政計画

社会環境変化や水需要動向をもとに、中長期的な財政計画を策定し、財政状況を常に把握しながら、事業運営を進めていきます。

● 企業債残高の削減計画の策定

水道事業及び下水道事業は、現在はもちろんのことながら、将来にもわたり適切に事業運営・展開ができるように、経営体質の健全化を図っていきます。

そのためには、財政面から大きな負担となっている企業債残高を計画的に削減していきます。

(収入の確保)

事業運営資金の調達を適切かつ公平に実施するとともに、新たな発想により增收が図れるものについて検討を行っていきます。

● 料金等滞納整理の強化

水道事業及び下水道事業は、お客様の水道料金^{*}・下水道使用料^{*}により運営されています。このため、滞納者による料金滞納は、財政を圧迫するだけではなく、適正に納めていただいているお客様との公平性を欠くことになるため、より一層の滞納整理の強化を行っていきます。

● 料金体系の見直し（基本料金範囲、遅増型料金体系の見直し）

水道料金では、節水意識の定着などにより、基本水量^{*}である 10m³／月以下の使用実態もあることから、基本水量の引き下げなどの調査・研究を進めます。

また、使用量の増加により 1 m³当たりの使用料単価が高くなる遅増制の料金体系についても、その遅増度を調査・研究し、必要により見直しを図っていきます。

下水道使用料の収入実態を分析して、処理原価^{*}割れ部分の是正や基本料金対象水量の引き下げなど、適正な収入確保に向けて検討していきます。

● 水洗化の促進（下水道事業固有）

水洗化の促進は、公共用水域の水質保全はもとより、投資効果向上のためにも下水道が利用できるようになった地区では、浄化槽やくみ取りから下水道への接続を促進していきます。

(事業運営の効率化)

従前の仕事のやり方にとらわれない新たな発想により、業務を見直し、効率的で効果的な業務執行を積極的に導入して、最少の経費で最大の効果を生じさせる事業運営を行っていきます。

● すべての業務の効率化／コスト縮減への取り組み

業務の目的、成果とそのやり方について、常に見直しを行い、実施コストに目を向けた効率的で効果的な実施方法を検討していきます。

また、工事コストの縮減にも引き続き積極的に取り組み、特に、水道工事と下水道工事による調整を十分に図り、同一路線場所などの実施によるコスト



検針業務

縮減にも今後は十分検討を行っていきます。

● 外部委託化等の推進

水道事業・下水道事業とも、水道サービスや下水道サービスに対するお客様への使命・責任が達成できることを原則として、可能な業務に関しては、効率的で効果的な業務体制としての委託化や PFI^{*}等の導入など、外部委託化も積極的に検討していきます。

特に、下水道事業においては、これまでの建設で管理すべき施設が年々増加している中、コスト縮減努力により、下水道管理費は、ほぼ横這い状態で推移しています。さらに人件費などを削減するため、浄化センターやポンプ場の運転管理業務のうち、施設を適切に運転し一定の性能を発揮できる事を前提に、複数年契約による包括的民間委託^{*}の導入に向けた検討を進めています。

ウ 情報化の推進 【2-3】

－取り組み方針－

情報化社会に対応できる体制の確立と情報資源の有効活用により、サービスの高度化と効率的な運営を行っていきます。

主な内容

(ITを活用した業務の高度化・効率化) 【2-3-1】

- ITを活用した業務支援機能の充実
- PC版マッピングシステム*の導入／下水道台帳データの入力
- インターネットを利用した受付

(情報の利活用) 【2-3-2】

- 文書管理と情報共有化の推進

(ITを活用した業務の高度化・効率化)

ITを利用した的確な業務の効率化を進め、お客様とのコミュニケーションの向上を含めた業務の高度化と効率化を目指していきます。

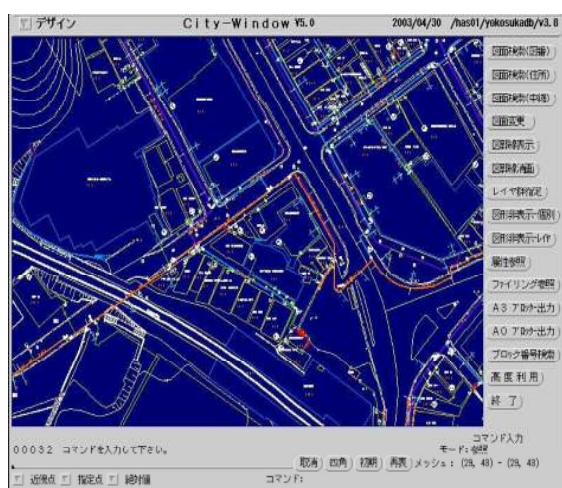
● ITを活用した業務支援機能の充実

ITを活用して、正確で大量な情報を効率的に処理し、迅速で確実な業務を支援する機能を充実させていきます。

● PC版マッピングシステムの導入／下水道台帳データの入力

水道サービス・下水道サービスの向上、業務の効率化、情報の共有化を目的として、汎用的なPC版マッピングシステムへ移行し、併せて下水道台帳を取り込んだシステムを構築していきます。

また、水路境界確定図を取り込んだシステムも検討をしていきます。



マッピングシステムの画面

- インターネットを利用した受付

今後は、お客様のインターネットの使用環境がますます整備され、日常的になるものと予想しています。

上下水道局でもお客様の利便性を図るためインターネットを利用した受付を開始しました。

今後もITによるお客様サービスの充実を検討していきます。

(情報の利活用)

局内各部署の情報資源を有効かつ効率的に利用し、事業経営に役立っていきます。

- 文書管理と情報共有化の推進

膨大に増える文書、情報を機能的に整理し、必要な情報を適切に活かす仕組みづくりを構築し、業務の効率化・高度化を図っていきます。

エ 効率的で機能的な組織運営の推進 【2-4】

－取り組み方針－

社会の変化や要請に対応できる組織運営体制とこれを支える人材の適正配置、育成を実施していきます。

主な内容

(簡素で機能的な組織編成) 【2-4-1】

- 生産性の向上

(適切な人事制度の確立) 【2-4-2】

- 人事制度の見直しの実施

(職員の意識改革とレベルアップ) 【2-4-3】

- お客様志向の浸透
- 経営意識の向上
- 業務運営能力の向上
- 技能（スキル）の向上と技術の継承

(業務を円滑にする仕組み) 【2-4-4】

- 組織統合メリットの活用

(簡素で機能的な組織編成)

水道及び下水道の使命を果たすために、機能的な組織を編成し、各部門での権限と責任の明確化を図り、任務を遂行できる組織運営を行っていきます。

● 生産性の向上

職員一人ひとりが、お客様の満足度の向上に対して受け持っている役割を理解し、最善の業務を遂行することにより、組織全体としての生産性を向上させていきます。

(適切な人事制度の確立)

職員の役割や目標を明確化したうえで、その結果に対して適正な評価を行い、これを人事制度に反映させて、職員の意識の向上を図っていきます。

● 人事制度の見直しの実施

業績や成果を適正に評価するための人事制度の改革を検討していきます。

特に、職員の役割や目標を明確化した上で、その結果に対して適正な評価を行った人事制度に反映することで、職員や組織全体の意識向上を図っていきます。

(職員の意識改革とレベルアップ)

全職員一人ひとりが事業目標達成のための目的意識と必要な技術技能を身に付けるため、意識改革と能力・技術レベルの向上を目指します。

● お客様志向の浸透

お客様の視点に立ちながら、サービスの向上や接遇態度の向上など、徹底したお客様志向の浸透を図ります。



職場内研修

● 経営意識の向上

組織統合により共通経費の削減などコスト意識の徹底を図り、事業運営面での「ムダ」「ムラ」を省いた経営効率の向上に努めています。

● 業務運営能力の向上

職員一人ひとりが、事業目標達成のための目的意識と必要な技術能力を高め、効率的で的確な業務執行を目指します。

● 技能（スキル）の向上と技術の継承

水道事業と下水道事業は、その事業の特殊性から事業の継続性が求められます。また、いかなる状況においても適切に対応できるような危機管理能力と技能を必要とします。このためにも、技能の向上を図り、同時に先人から継承され引き継がれてきた技術などを適正に次世代へも伝えられるように、「技術の継承」ができる組織・人材育成を行っていきます。

(業務を円滑にする仕組み)

● 組織統合メリットの活用

お客様満足度最大化に向け上下水道局が一体となって、水循環の観点から「水に係る行政」を推進して組織統合の効果を上げるため、今後も相互の連携を密にし、組織人員や事業の進め方などを絶えず見直し成熟度を高めていきます。

(3) 安全な水の供給 【政策 3】

お客様は蛇口をひねれば、いつでもどこでも水質基準を満たした安全で安心できる水道水を使用することができます。
また、より一層の安全で安心した水道水の供給を目指していきます。

ア 水質管理体制の構築 【3-1】

—取り組み方針—

原水水質から浄水処理*、送水・配水システム、給水栓までの総合的な水質管理が実施できる体制を確保し、安全な水道水の供給を図ります。

主な内容

(水質管理の明確化) 【3-1-1】

- 水質検査計画の策定

(水質管理技術水準の確保) 【3-1-2】

- 的確な水質分析、管理体制の維持・向上
- 相模川水系の共同監視体制及び緊急対応の強化

(水質管理の明確化)

原水から蛇口までの水質管理に必要な対策を明確化し、中長期計画に反映させて、水質の総合的な管理を実行していきます。

● 水質検査計画の策定

今まででも水質管理の充実に努めてきました。今後も、水源水質の課題や水質の安全性に対するお客様ニーズに対応するため、水質検査計画を常に見直し、着実に実施していきます。



水質検査

(水質管理技術水準の確保)

水質管理に必要な確保すべき技術、分析機器等の整備を計画的に実施していきます。また、日々実施される水質データの集積、分析により的確な判定を行うとともに必要な改善を行っていきます。

- **的確な水質分析、管理体制の維持・向上**

お客様への水道水の品質保証を確保するための必要な水質分析、管理体制を維持、向上させていきます。

- **相模川水系の共同監視体制及び緊急対応の強化**

既に水源を同じにする他の水道事業体と共同で原水水質の監視を実施しています。さらに、水源水質事故等に広域的かつ効率的に対応する共同監視体制及び緊急対応能力の強化を図っていきます。

イ 水源水質の維持保全 【3-2】

－取り組み方針－

良質な水道水の源である水源環境や水源水質の保全を関係機関と協力して積極的に実施していきます。

主な内容

(水循環機能の保全) 【3-2-1】

- 相模湖・津久井湖の富栄養化*対策の実施

(水環境負荷の低減) 【3-2-2】

- 相模川流域下水道整備の助成

(水環境保全を支える仕組みづくり) 【3-2-3】

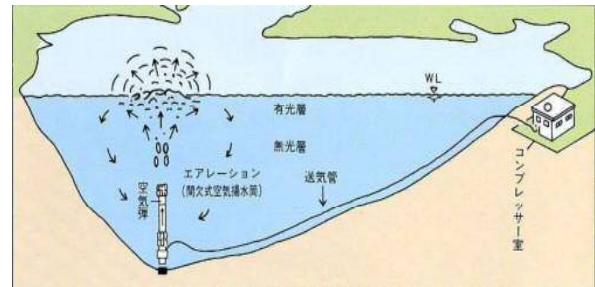
- 流域環境の保全運動への参加、連携

(水循環機能の保全)

神奈川県内の共通の水源である相模川水系、酒匂川水系においては、水質保全、流域の生態系保全のための水循環機能健全化を図る取り組みを関係機関と協力して実施していきます。

● 相模湖・津久井湖の富栄養化対策の実施

ダム湖の富栄養化*の原因となる窒素*、リン*等の栄養塩類は、富栄養化が高い水準で推移しています。また、水処理過程の課題となることから、富栄養化の防止対策として関係機関と共同してエアレーション装置を設置して藻類の抑制を図っていきます。



エアレーション装置概要図

(水環境負荷の低減)

河川、特に生活圏を流れる河川は、様々な水質汚染物質が流入します。河川水質の改善を図る上で、汚染負荷軽減を関係機関と協力して実施します。

● 相模川流域下水道整備の助成

本市の主要な水源系統である相模川流域の生活排水の負荷軽減を図るため、相模川流域に対して下水道整備の助成を行っていきます。

(水環境保全を支える仕組みづくり)

● 流域環境の保全運動への参加、連携

県内の共通の水源である相模川水系、酒匂川水系の水環境保全は、水道事業者、行政だけの対応には限界があるため、住民やNPO（非営利民間組織）などとの連携により必要な取り組みを実施していきます。

ウ 給水の安全性の確保 【3-3】

－取り組み方針－

安全で良質な水道水をつくり、お客様までお届けするすべての施設で適正な運用と維持管理、整備を行っていきます。

主な内容

(浄水施設の適切な運用と維持保全) 【3-3-1】

- 浄水施設^{*}の適切な運用・維持
- 用水供給^{*}された水質の管理

(送水・配水の水質維持) 【3-3-2】

- 水質監視機能の整備・強化
- 送水・配水システムにおける水質管理の強化

(適切な施設改良による水質保全) 【3-3-3】

- 配水管網^{*}の整備による水質劣化危険路線の解消

(浄水施設の適切な運用と維持保全)

原水水質の変化に応じて確実な処理機能を持つ浄水処理設備により、適切な施設の運転、制御を行うことにより水質管理目標を達成する水道水を必要量連続して効率的につくっていきます。

● 浄水施設の適切な運用・維持

本市が直接運用している有馬浄水場、逸見浄水場の運転管理を適切に実施していきます。

また、浄水処理に必要な維持保全を着実に実施していきます。



有馬浄水場

● 用水供給された水質の管理

本市との共同施設であり横浜市水道局が運転管理する小雀系統、神奈川県内広域水道企業団が運転管理する企業団系統からの受水は、それぞれの受水地点で水質管理を確実に行い、お客様へ安全で良質な水道水の品質確保を図っていきます。

(送水・配水の水質維持)

水質劣化の防止を図るため、水質監視や配水管路網での制御を適切に行い、お客様の給水装置まで安全で良質な水道水を供給していきます。

● 水質監視機能の整備・強化

網の目に張り巡らされた配水管での水質監視機能を強化するために、配水池や配水管の各地点に常時水質監視ができる機器の追加整備を行い、水質管理を強化していきます。

● 送水・配水システムにおける水質管理の強化

市内の道路に布設された約1,400kmに及ぶ配水管の状況は、コンピュータマッピングシステム*を活用して的確に把握しています。

また、コンピュータの分析機能を活用して水道水の流れを正確に把握します。さらに、実際の水道水の各地点での水質状況を定期的に検査することで、配水管路での水質の状況を正確に把握し、管理していきます。



水質監視機器

(適切な施設改良による水質保全)

水道システムの各施設で、水道水質に関して要求される機能を満足できない恐れがある場合には、機能改善を図るための施設更新、整備を実施し、安全な水の供給を行っていきます。

● 配水管網の整備による水質劣化危険路線の解消

老朽化した配水管路や地域的に水需要の減少していることにより水道水が滞留する区間の配水管路などを的確に把握して、水質を保持するための応急措置を実施していきます。

また、計画的に更新工事を実施して、水質劣化の危険性を解消していきます。

エ 給水装置への水質保全の働きかけ 【3-4】

－取り組み方針－

お客様の財産である給水装置での水質劣化の問題を解消するため、積極的に給水装置への働きかけを実施していきます。

主な内容

(給水装置の改良と改善支援) 【3-4-1】

- 鉛給水管^{*}対策の推進
- 直結給水^{*}の拡大

(給水装置への水質サポート) 【3-4-2】

- お客様への相談業務の充実
- 貯水槽水道^{*}の積極的な関与

(給水装置の改良と改善支援)

直結給水の拡大や水質劣化の危険性のある貯水槽水道の廃止、水道メーターまでの鉛給水管の取替えなどにより、給水装置での水質劣化の低減について対策を実施し、安全な水道水の供給を図っていきます。

● 鉛給水管対策の推進

本市では、鉛給水管が多く残存しています。水道水から検出される鉛の許容濃度が厳しくなったことにより、水道水が長時間鉛給水管に滞留していた場合には、その基準値を超える場合もあります。

お客様の財産である鉛給水管（給水管）の取替工事は、解消まで長期間を要することとなります。実効性のある施策を順次実施していきます。

● 直結給水の拡大

本市では、起伏の激しい地形上の特徴から、水道の水圧は比較的高圧で給水しています。このため全国に先駆けて条件はあるものの15階までの直結給水が可能です。水質劣化の危険性のある貯水槽を有するビル等へも直結給水の可能性を確認し、可能な場合には直結給水の拡大を図っていきます。

(給水装置への水質サポート)

お客様の設置する給水装置の設置や変更時には、安全な水道水がご利用できるように積極的にアドバイス等を行い、お客様の安全で快適な水道利用をサポートしていきます。

● お客様への相談業務の充実

お客様が給水装置を新設、増設、改造を行う場合に、配水管からの分岐方法など必要な相談、審査を実施して快適に水道を利用いただくためのサポートを行っていきます。

● 貯水槽水道の積極的な関与

お客様の給水装置の中で小規模な受水槽、高架水槽を設置しているものの中には、その管理が十分に行われず水質劣化の原因となりやすい場合があります。

このようなことから、今回の水道法改正では、水道事業者が、貯水槽水道の設置者に、適正な管理の履行を求めるなど適切な関与が規定されました。

今後は、上下水道局と衛生行政である保健所とが、連携を図りながら、適切な管理に対しての技術支援を行っていきます。

**貯水槽の点検**

(4) 安定した給水 【政策 4】

お客様は蛇口をひねれば、いつでもどこでも必要な水量を適切な水圧で使用することができます。また、より一層の安定した給水を目指していきます。

ア 総合的な施設運用体制の構築 【4-1】

—取り組み方針—

施設の運用（監視、運転、制御）維持管理、更新整備の確実な実施が行える体制を確立し、将来にわたり安定した給水を目指していきます。

主な内容

(適切な水源量の確保) 【4-1-1】

- 相模湖のしゅん渫*（しゅんせつ）の実施

(施設管理と整備方針・内容の明確化) 【4-1-2】

- 施設整備・維持管理基本計画の策定
- 各施設レベルの実施計画の策定

(適切な施設管理と整備技術の確保) 【4-1-3】

- 施設整備・維持管理基準等の整備

(適切な水源量の確保)

県内には、水道水の水源である相模湖、津久井湖、丹沢湖、宮ヶ瀬湖があります。これら湖を将来にわたり安定的な水源として適切に維持管理していきます。

● 相模湖のしゅん渫*（しゅんせつ）の実施

湖に流入する土砂は、貯水容量の減少につながります。

このため貯水機能の回復を図り、確実な取水を行うため、県内関係機関と協力



バックホウ浚渫船によるしゅん渫作業

して相模湖のしゅん渫事業を行っていきます。

(施設管理と整備方針・内容の明確化)

将来的な水需給バランスを考慮して、水道システムの総合的な必要機能を明らかにし、施設管理や整備方針を明確化します。さらに、各施設レベルの機能診断評価を的確に実施し、具体的で合理的な維持管理・更新整備事業の実施計画を策定していきます。

● 施設整備・維持管理基本計画の策定

事業の基本方針に従い、水道システムの必要な機能を確保するために、各施設別の効率的な施設整備計画と維持管理計画を策定し、着実に事業を実施していきます。

● 各施設レベルの実施計画の策定

効率的に施設の維持管理・整備を実施するため、各施設レベル別に実施計画を策定していきます。

(適切な施設管理と整備技術の確保)

水道システムを将来にわたり責任を持って運営するために必要な施設管理技術や整備技術を明らかにしていきます。

そして、適切に管理・整備できるための基準、マニュアル等の整備を行っていきます。

● 施設整備・維持管理基準等の整備

水道システムとしての必要機能を確保し、確実に施設整備・維持管理を実施するための基準を整備して必要な技術を確保していきます。

イ 老朽施設の更新・整備 【4-2】

－取り組み方針－

水需要の動向を見極め、水道施設^{*}の絞込みを行うとともに、必要な施設は最適な方法で整備していきます。

主な内容

(基幹施設の効率的な更新整備の実施) 【4-2-1】

- 第1次基幹施設整備事業の実施
- 小雀系基幹施設整備事業の実施

(配水施設^{*}の効率的な更新整備の実施) 【4-2-2】

- 配水施設整備事業の実施

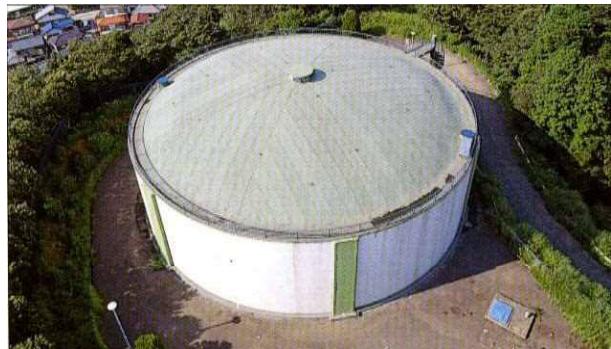
(基幹施設の効率的な更新整備の実施)

将来にわたり安定した水道水の供給を行うためには、基幹施設（取水・導水・浄水・送水・配水基幹施設）の更新を着実に実施するとともに、各施設のレベルアップを効率的に図っていきます。

● 第1次基幹施設整備事業の実施

主要な水道施設のうち、昭和30年代から昭和40年代の前半に建設され老朽化が進んでいる施設を中心に更新工事を着実に実施していきます。

また、併せて耐震性能の向上と水道システム全体のレベルアップを図っていきます。



森崎配水池

● 小雀系基幹施設整備事業の実施

横浜市との共同施設である小雀系統施設の整備事業は、横浜市と調整しながら着実に実施していきます。

(配水施設の効率的な更新整備の実施)

将来にわたり安定した水道水を供給していくためには、配水施設（電機計装設備・配水管）の更新を着実に実施するとともに施設のレベルアップを効率的に図っていきます。

● 配水施設整備事業の実施

電機計装設備（受電・無停電電源・計装・ポンプ設備）については、設備の機能停止が給水停止に直結するため、計画的かつ効果的に更新していきます。

さらに、配水管についても、お客様に直結する重要な施設であることから、計画的かつ効率的に更新していきます。



配水管布設工事

ウ 給水の安定した施設運用 【4-3】

－取り組み方針－

水道施設^{*}の運用は、効率性の追求とともに、不測の事態にも適切に対応できる体制を整え、安定した給水を図っていきます。

主な内容

(貯水・取水施設の適切な運用と維持保全の実施) 【4-3-1】

- 貯水・取水施設^{*}の維持保全

(浄水施設の適切な運用と維持保全の実施) 【4-3-2】

- 浄水施設^{*}の適切な維持保全

(導水・送水・配水施設の適切な運用と維持保全の実施) 【4-3-3】

- 導水^{*}・送水^{*}・配水施設^{*}の維持保全

(貯水・取水施設の適切な運用と維持保全の実施)

● 貯水・取水施設の維持保全

将来にわたり安定的な水源水量の確保を図るため、貯水・取水施設の維持保全を図っていきます。

貯水・取水施設は神奈川県内の水道事業体との共通施設であることから、必要な協議・調整を図り、共同で必要な措置を実施していきます。



宮ヶ瀬ダム



相模大堰

(浄水施設の適切な運用と維持保全の実施)

● 浄水施設の適切な維持保全

安全な水道水質を確保するとともに、安定的な水道水の供給を行うために、
浄水処理*施設の維持保全に努めていきます。



有馬浄水場

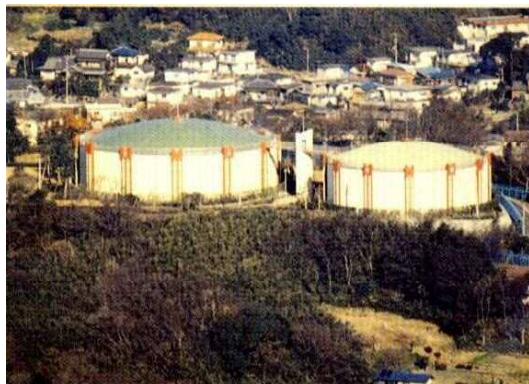


逸見浄水場

(導水・送水・配水施設の適切な運用と維持保全の実施)

● 導水・送水・配水施設の維持保全

お客様の蛇口まで安全で良質な安定した水道水を送るため、その過程での導水・送水・配水施設の適正な運用管理と日々変動する市内の配水状況に応じた効率的な水運用*を行っていきます。



武山配水池



逸見総合管理センター管理室

エ 災害・危機管理対策の充実 【4-4】

－取り組み方針－

災害や渇水等の緊急時にも被害の最小化を図るため、日ごろの災害訓練やマニュアル書の策定などを通じて危機管理体制の強化を充実していきます。

主な内容

(地震対策の充実) 【4-4-1】

- 震災対策基本計画・マニュアル等の定期的な見直し
- 応急活動体制の強化

(渇水対策の充実) 【4-4-2】

- 渇水対策計画・マニュアル等の整備

(原子力事故対策の充実) 【4-4-3】

- 横須賀市の原子力事故対策に従った適切な対応

(テロ対策の充実) 【4-4-4】

- テロへの監視強化の実施

(大規模事故対策の充実) 【4-4-5】

- 大規模事故対策の検討と対応マニュアルの整備

(地震対策の充実)

日ごろから地震への備えを充実させ、万一地震が発生してもその影響をできるだけ少なくするとともに、的確な対応により早期復旧を目指します。また、その復旧までの間、迅速に応急給水ができるようにしていきます。

● 震災対策基本計画・マニュアル等の定期的な見直し

本市では、地震に強い水道を目指して施策を展開してきました。今後も、効果的な震災対策を充実させていくため、震災対策基本計画・マニュアル書等の定期的な見直しを行っていきます。

● 応急活動体制の強化

大規模地震時には、上下水道局だけの対応には限界があります。

地元住民、ボランティアの方々、企業、他都市からの応援機関との連携により迅速な応急活動ができる体制づくりを日頃から進めています。



漏水修理訓練

(渴水対策の充実)

神奈川県は、これまでも近隣他都県に比べて渴水の発生は少なく、宮ヶ瀬ダムの完成により、さらに渴水の危険性は低くなりました。しかし、地球規模での異常気象により、洪水や渴水の発生する頻度は高くなっている状況であり、渴水への対応についても対策を充実していきます。



非常用貯水装置：地上式（三笠公園）

● 渴水対策計画・マニュアル等の整備

渴水の発生の恐れがある場合には、

関係機関と協議しながら水源系統の適切な水運用を行います。また、渴水が発生した場合には、お客様への影響を最小化にするため、渴水対策計画・マニュアル書等を整備して対応に備えていきます。

(原子力事故対策の充実)

米海軍基地や原子力燃料工場がある本市は、原子力事故に対応するための原子力災害対策計画を策定しています。

● 横須賀市の原子力事故対策に従った適切な対応

上下水道局でも原子力事故を想定した訓練を実施するなど、水道水の安全の確認、必要な応急給水など水道水の供給にかかる適切な対応を行っていきます。

(テロ対策の充実)

平成13年（2001年）9月11日にアメリカ ニューヨークで発生した同時多発テロ以降、世界的にテロへの危険性があります。

上下水道局では、水道水の安全性を確保するため、テロ対策の充実を図り、危機管理対策を充実させていきます。

● テロへの監視強化の実施

テロに対応するため、飲料水危機管理計画書を策定し、計画に基づいた施設の強化や監視の強化対策を実施していきます。

(大規模事故対策の充実)

未然に大規模事故を防止するための適切な施設管理や整備を行っていきます。また、併せて事故が発生した場合の影響やその対応を事前に検討し、適切に対応できるようにしていきます。

● 大規模事故対策の検討と対応マニュアルの整備

スリムな組織を目指す反面、大規模事故への対応能力が低下する恐れがあります。しかし、大規模な事故に対応できる緊急対応能力を確保するため、事前の検討と緊急時にも対応できるマニュアル書の整備を行っていきます。

(5) 快適で安全な生活空間の確保 【政策 5】

お客様に快適な生活空間を提供するため、汚水^{*}施設の未整備区域の早期普及と雨水整備や耐震対策を推進していきます。
また、下水道機能を維持するため、適切な施設の保全を行っていきます。

ア 汚水整備の推進 【5-1】

—取り組み方針—

下水道事業計画認可^{*}区域内のすべてのお客様が下水道^{*}を利用できる環境を整備し、生活環境の向上を図ります。

主な内容

(汚水未整備区域の早期普及と施設の増強) 【5-1-1】

- 汚水管渠建設事業
- ポンプ場建設事業
- 終末処理場建設事業

(汚水未整備区域の早期普及と施設の増強)

● 汚水管渠建設事業

平成 17 年度（2005 年度）までに、事業認可区域での汚水管渠の整備は概ね完了します。

事業認可区域外(市街化調整区域^{*}等)の整備は、当分の間、見合わせています。



下水(汚水)管の布設状況

● **ポンプ場建設事業**

西地区の整備拡大に伴い津久井ポンプ場の汚水ポンプを増設するとともに、各ポンプ場の制御を浄化センターで集中管理ができるように、遠方監視制御設備を整備していきます。

また、合流式下水道の改善など今後の下水道事業を的確に捉え、各ポンプ場の機能を適正化していきます。

● **終末処理場建設事業**

下町浄化センターを中心に、各浄化センターの水処理施設等の増強を図り、公共用水域のさらなる水質の向上を図っていきます。

イ 施設の良好な保全 【5-2】

—取り組み方針—

これまでに整備してきた下水道の管渠、ポンプ場、浄化センターの施設を適切に維持管理して、その機能を常に良好な状態で維持します。

主な内容

(下水道施設の改築・更新) 【5-2-1】

- 下水道施設^{*}の改築・更新

(下水道施設の効率的維持管理) 【5-2-2】

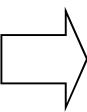
- 維持管理計画の策定による計画的維持管理
- 施設管理台帳システムの整備
- 下水道台帳^{*}の整備
- 不明水^{*}対策の実施
- 水系リスク管理の強化

(下水道施設の改築・更新)

● 下水道施設の改築・更新

下水道施設の改築^{*}・更新^{*}は、施設を活用することや施設が老朽化することに伴い必ず発生します。これまで整備してきた膨大な下水道施設を改築更新するためには多額の事業費を必要とします。しかし、財政状況も厳しいため、施設の適正な維持^{*}管理により延命化を図り、施設の「改築・更新計画」を策定していきます。

管渠については、管路施設の調査を行うとともに、必要か所の改築更新を進めます。また、ポンプ場・浄化センターについては、維持管理の省力化及び機能向上等を併せて改築更新を進めていきます。



改築更新前

改築更新後

下水道施設の改築更新（下町浄化センター中央監視室）

(下水道施設の効率的維持管理)

- 維持管理計画の策定による計画的維持管理

下水道施設の予防・保全的、計画的な維持管理を推進するため、「維持管理計画」を策定するとともに、計画に基づいた維持管理を行います。

- 施設管理台帳システムの整備

ポンプ場、浄化センターの維持管理を良好に行うため、企業会計への移行に伴う財産管理システムの整備に合わせて、維持管理台帳システムを整備し、施設管理情報の一元化を図っていきます。

- 下水道台帳の整備

下水台帳（管路施設の台帳）の整備及び閲覧システムの管理を継続して行うとともに、情報の共有化を推進し、事業の効率化・高度化、さらに住民サービスの向上を図っていきます。



下水道台帳の整備作業状況

- 不明水対策の実施

晴天時や雨天時における汚水管渠への浸入する不明水*は、管路施設や処理施設の劣化を早めるとともに、処理機能に影響を及ぼし、維持管理費の増加にもつながっていることから、実態調査を実施して原因を究明し、対策事業を計画的に実施していきます。

- 水系リスク管理*の強化

下水道の機能に悪影響を与える物質については、特定事業場や規制物質使用事業場に対する排水施設の審査及び排水の監視・指導を強化するなど、流入規制を含めたリスク管理を強化していきます。

また、水系環境や下水道の保全に関するさまざまな情報提供や啓発活動を行い、下水道を利用する多くのお客様からご理解とご協力が得られるよう努めていきます。

ウ 施設の危機管理の向上 【5-3】

—取り組み方針—

耐震診断調査結果に基づき、人命尊重、処理機能の優先確保等の優先順位を設定して計画的に補強工事を実施します。

また、下水道施設の耐震性を向上させるとともに、地震等の災害に対して、都市機能が確保できるようリスク管理を強化します。

主な内容

(下水道施設の耐震化) 【5-3-1】

- 下水道施設の耐震化

(下水道施設のネットワーク及び二条化) 【5-3-2】

- 下水道施設のネットワーク及び二条化

(汚泥処理の広域化) 【5-3-3】

- 汚泥処理*の広域化調査・検討

(下水道施設の耐震化)

- 下水道施設の耐震化

人命尊重を最優先として、各浄化センターの管理棟を耐震補強するとともに、ポンプ場のポンプ機能を有する沈砂池・ポンプ棟及び下町浄化センターの水処理施設の耐震補強を行っていきます。



下町浄化センター管理棟耐震補強工事

(下水道施設のネットワーク及び二条化)

- 下水道施設のネットワーク及び二条化

施設の被災時の代替機能を確保するため、追浜一下町浄化センター及び上町一下町浄化センター間に連絡管を布設する検討を行うとともに、上町一下町浄化センター汚泥圧送管の二条化も含め施設のリスク管理の強化を検討していくま



下町浄化センター管理棟耐震補強完成

(汚泥処理の広域化)

● 汚泥処理の広域化調査・検討

下水道の普及とともに増加する汚泥処理に関して、神奈川県下水汚泥処理総合計画（神奈川県が策定中）に基づき、県内市町村と連携することにより汚泥焼却炉休止時の相互運用を図るなど、コスト縮減や効率化を目的に調査・検討を進めています。



汚泥焼却炉（下町浄化センター）

エ 浸水対策の推進 【5-4】

—取り組み方針—

雨水排水施設の整備を計画的に推進し、既存の施設を有効に利用して、適切な運転管理により浸水の防除に努めます。

主な内容

(雨水幹線及び枝線管渠の整備) 【5-4-1】

- 雨水幹線及び枝線管渠の整備

(雨水ポンプ施設の整備) 【5-4-2】

- 雨水ポンプ施設の整備

(雨水幹線及び枝線管渠の整備)

● 雨水幹線及び枝線管渠の整備

各排水区の幹線管渠を整備するとともに、過去に浸水や冠水した地域である夏島、深浦、汐入、坂本、根岸第2、森崎、大矢部、舟倉の各排水区の雨水枝線管渠を整備し、浸水の解消を図っていきます。

(雨水ポンプ施設の整備)

● 雨水ポンプ施設の整備

根岸ポンプ場において、雨水ポンプ棟を増築及びポンプ施設を増強し、根岸地区の浸水の解消を図っていきます。



馬堀排水区雨水幹線工事（シールド工法）



根岸ポンプ場雨水ポンプ棟増築完成予想図

(6) まちのうるおいときれいな川や海の創出 【政策 6】

公共用水域のさらなる水質の向上を目指し、環境施策を推進するとともに、生態系を保全し、健全な水環境・水循環の創造に取り組んでいきます。

ア 公共用水域の水質向上 【6-1】

—取り組み方針—

都市排水の適正な処理により、河川、海の公共用水域*の水質を向上させ、自然（水環境*・水循環*）を保全していきます。

主な内容

(合流式下水道の改善) 【6-1-1】

- 合流式下水道*の改善

(高度処理の推進) 【6-1-2】

- 高度処理*の推進

(ノンポイント汚濁負荷*対策) 【6-1-3】

- 初期雨水*による汚濁負荷*の削減

(合流式下水道の改善)

● 合流式下水道の改善

污水バイパス管（污水遮集管*）、雨水滞水施設*、一部地域の分流化*及び、雨水吐き室*にスクリーンを設置するなどの改善を行い、雨天時の越流水*による汚濁負荷*を削減し、公共用水域の水質向上を図ります。



(高度処理の推進)

● **高度処理の推進**

平成13年（2001年）12月1日に施行された水質汚濁防止法^{*}施行令の一部改正では、水質総量規制^{*}の対象項目に窒素^{*}とリン^{*}が追加されました。

本市においては、この規制に対応するため下町浄化センターの水処理施設の増設に加え、高度処理^{*}施設についても、国の動向や財政状況を考慮し検討していきます。

(ノンポイント汚濁負荷対策)

● **初期雨水による汚濁負荷の削減**

現在のところ抜本的な対策が見込めないので、当分の間、管路の維持管理及び道路清掃等の施策による対応を図りながら、関係機関と調整し、検討を進めています。

イ まちのうるおいと活力の向上 【6-2】

—取り組み方針—

自然と人との持続的な共存の実現に向けて、様々な水環境の健全化を図ります。

主な内容

(水辺や生態系の保全・復活) 【6-2-1】

- 水辺や生態系の保全・復活

(都市・地域の活力の向上) 【6-2-2】

- 都市・地域の活力の向上

(水辺や生態系の保全・復活)

● 水辺や生態系の保全・復活

水環境を保全するために、病原性微生物や環境ホルモン等の微量有害物質を処理できるシステムの調査、研究や紫外線滅菌等を実施していきます。

また、下町及び追浜浄化センターに整備した「トンボの王国」のビオトープ*を維持管理することをはじめ、自然系及び人工系の様々な水循環の健全化に貢献していきます。

雨水*は下水管を通して、速やかに公共用水域に放流するだけでなく、貯留・浸透施設（浸透ます等）を推進することにより、地下水の復元等、水循環を確保していきます。



トンボの王国

(都市・地域の活力の向上)

● 都市・地域の活力の向上

浄化センター内のビオトップや浄化センター上部のオープンスペースに設置されている公園を、今後も継続して市民に開放し、まちのうるおいと地域の活力の向上に寄与していきます。



下町浄化センター屋上利用

3. 水道事業の主要投資事業計画の概要

(1) 第1次基幹施設整備事業

建設拡張時代（昭和30年代から40年代）に整備された送水・配水施設の更新・改良が施設整備の急務になっていることから、安定した給水の確保と安全で良質な水道水の供給を維持するため、老朽化した主要基幹施設の整備を行います。それと同時に施設のレベルアップによる安全で安定した給水を行います。

期 間：平成13年度(2001年度)～平成27年度(2015年度)（15か年）

主な内容：

（浄水施設）

ア 有馬系施設整備事業

更新時期を迎えた有馬浄水場の電機計装設備、構造物の一部の更新工事を実施します。

（送水施設）

イ 送水ずい道整備事業

昭和30年代に建設された「ずい道」形式の送水路は、ひび割れ等の劣化が進行していることから、ずい道内部の管路の引き込み等による施設の耐震化、送水能力の安定化を図ります。

（配水施設）

ウ 既存配水池整備事業

既存配水池の劣化調査により、更新または補修が必要な配水池の更新・改良工事を行い、配水池機能の安定化とともに健全な状態での配水池の延命化を図ります。

エ 西地区配水幹線整備事業

市内の配水末端であった西地区に企業団宮ヶ瀬系統の耐震的な送水ルートが新たに確保されます。この企業団施設に接続するための配水幹線を新設します。

オ 配水本管整備事業

耐震性の向上や事故等の予防保全のため、市内配水本管のうちの老朽管を更新します。

カ 配水本管リフレッシュ事業

市内に約 200 km 布設されている配水本管の劣化調査を行うとともに適切な保全、補修工事を実施し、配水の安定化と配水本管の延命化を図ります。

キ 逸見総合管理センター水運用システム更新事業

(平成 15 年度 (2003 年度) 完了)

市内の配水運用を集中管理している逸見総合管理センター水運用システムが耐用年数に達したことから、更新を行い、安定した配水コントロールを維持・向上させます。

ク 水質監視強化事業

主要地点で水質状況をリアルタイムに監視し、安全な水道水の供給を行います。将来的に残留塩素濃度の低減化を目指します。

(2) 配水施設整備事業

市内配水施設の電機計装設備、配水管路整備及び施設・需要者のデータを管理するマッピングシステム等の更新整備を行います。

電機計装設備には、ポンプやそれを動かすための電機設備や遠方制御するための計装設備などがあり、これらの機能停止は断水に直結することから、適切な時期に更新整備工事を実施します。

また、市内一円に張り巡らされた配水管路は、約1,400 kmに及びます。安定した給水を確保するため、漏水・事故等の原因となる老朽化した水道施設の更新に併せ、水質改善、供給能力改善及び耐震化等の管路網のレベルアップを図り、平常時及び災害時にも安心できる施設づくりを目指します。

期間：平成16年度(2004年度)～平成27年度(2015年度)の12か年

主な内容：

(市内電機計装設備整備工事)

ア 受電設備改良工事

市内に数多くあるポンプ所などの受電設備を計画的に更新整備します。

イ 無停電電源装置改良工事

市内のポンプ所や配水池などは、逸見総合管理センターで集中管理されています。ポンプ所や配水池から施設運転状況のデータがリアルタイムで管理センターへ送信され、これによって運転操作を行います。停電などによりそのデータが送られないと確実な運転操作ができないため、制御に必要最低限の予備電源を備えています。この無停電電源装置の更新を行います。

ウ 計装設備改良工事

逸見総合管理センターから各施設を遠方監視制御するためのテレメータなどの計装設備を更新、整備します。

エ ポンプ設備改良工事

本市は起伏が激しい地形から市内に20か所のポンプ所があり、昭和40年代に建設された設備の順次更新、整備を行います。

(市内一般配水管更新整備工事)

オ 老朽管^{*}更新工事（鋳鉄管、無ライニング鉄管等）

管体強度も弱く、内面腐食により水質劣化の可能性がある老朽管（約50km）を平成22年度（2010年度）までに耐震的にも優れたものに更新します。これにより、事故の未然防止、水質劣化防止、供給能力の改善及び耐震性の向上を推進し、安全で安定した供給を図ります。

カ ビニール管更新工事（塩化ビニール管）

昭和40年代中期までに布設されたビニール管（口径50mm程度：約72km）は管体強度が弱く、漏水事故が多く発生しています。道路・下水道工事に併せて更新します。

キ 経年管^{*}更新工事

昭和40年頃から現在も使用されているダクタイル鋳鉄管が布設されていますが、腐食性が高い環境である場合には、経年劣化により事故の原因となります。管路診断調査により、腐食危険度の高い経年管を平成27年度（2015年度）までに更新します。

ク 重要施設供給管耐震化工事

病院や広域避難場所など地震時に応急給水が必要な施設への供給ルートを耐震化し、大規模地震時にも確実な給水を行います。

(3) 小雀系基幹施設整備事業

横浜市との共同施設である小雀系統施設は、本市水道供給能力の約54%の日量 176,000m³を受け持つ最重要施設です。寒川取水堰で取水した原水を小雀浄水場で浄水処理し本市に送っています。昭和39年(1964年)に完成したこの施設の機能を健全に維持するための必要な更新整備工事等を横浜市と共同で実施し、安全で安定した給水を行います。

期 間：平成16年度(2004年度)～平成22年度(2010年度)の7か年

主な内容：

(導水施設)

寒川取水地点から小雀浄水場まで原水を送る導水施設のうち、電機計装設備(ポンプ、電気設備、水質計器等)の更新工事を行い、また、導水路のうち水管橋耐震補強工事の設計作業を行います。

(浄水施設)

小雀浄水場の各施設の更新、整備事業を行い、浄水場の機能維持を図ります。電機計装設備改良、排水処理施設改良、沈澱池改良、太陽光発電設備設置等の工事を行います。

(送水・配水施設)

小雀浄水場から横須賀市内に送るための横浜市と共同部分の施設の更新、整備事業を行います。送水ポンプ設備等の機械設備更新、浄水場内配水(調整)池の補強、増強工事及び分水池の計装改良工事等を行います。

4. 下水道事業の主要投資事業計画の概要

(1) 管渠建設事業

公衆衛生の向上、公共用水域の水質の保全及び浸水の防除を図るため、汚水・雨水の整備や合流式下水道の改善など、下水道の整備を促進するとともに、浄化センター間を管渠で結びネットワーク化することで災害等に対応します。

老朽化した管渠等は、施設のレベルアップをしながら、計画的かつ効率的に改築・更新します。

期間：平成16年度(2004年度)～平成22年度(2010年度)

主な内容：

ア 汚水整備事業

平成17年度（2005年度）までに下水道事業計画認可区域の整備が概ね完了しますが、引き続き、同区域内で残る地域の整備を進めています。

イ 雨水整備事業

各排水区の幹線管渠と過去に浸水や冠水をした地域の雨水枝線管渠の整備を進めています。

ウ 合流改善事業

合流式下水道の問題である分合流の解消を図るため、久里浜地区をはじめとする汚水バイパス管（汚水遮集管）を整備するとともに、雨水吐き室の改良、雨水滞水施設の建設、合流区域の分流化を図り、合流式下水道を改善していきます。

エ 改築・更新事業

管路施設の調査を行うとともに改築・更新計画を策定し、老朽化した管渠による事故防止や不明水の対策として、管渠の改築・更新を進めています。

オ 危機管理対策事業

地震災害等が発生した場合においても、浄化センター間をネットワーク化することで最低限の都市機能を確保できるようにするため、追浜浄化センターと下町浄化センター間及び、上町浄化センターと下町浄化センター間に連絡管の整備を検討していきます。

また、上町浄化センターと下町浄化センター間の連絡管では、汚泥圧送管を二条化することも視野に入れて計画していきます。

(2) ポンプ場建設事業

処理開始区域からの汚水排水を中継して、浄化センター等へ送る汚水ポンプ場や、地域の雨水排水を速やかに公共用水域に排出する雨水ポンプ場など、19 ポンプ場の設備の充実を図ります。

また、老朽化した施設のレベルアップを図りながら、計画的かつ効率的に改築・更新をします。

期 間： 平成 16 年度(2004 年度)～平成 22 年度(2010 年度)

主な内容：

ア 汚水ポンプ施設事業

西地区の汚水整備拡大に伴い、ポンプ場の機能を増強していきます。

イ 雨水ポンプ施設事業

根岸ポンプ場周辺の浸水を解消するために、雨水ポンプ施設の増強を行い、平成 19 年度（2007 年度）に運転開始を予定しています。

ウ 合流改善事業

各合流ポンプ場から浄化センターへ送水する汚水量の適正化を図るとともに、追浜、汐入、日の出、馬堀、根岸の各ポンプ場に雨水滞水施設を設けることにより、合流式下水道から排出される越流水の量を削減し、汚濁負荷を軽減していきます。

エ 改築・更新事業

改築・更新計画を策定し、ポンプ場の機能の高度化を図りながら、計画的かつ効率的に施設の改築・更新を進めていきます。

オ 危機管理対策事業

地震災害等が発生した場合においても、最低限の都市機能を確保できるよう、また、二次災害を回避するため、ポンプ機能を有する沈砂池ポンプ棟の耐震補強を実施していきます。

(3) 終末処理場^{*}建設事業

下町浄化センターの水処理施設を増設するとともに、処理方式を高級処理から高度処理に移行することを視野に入れた検討もしていきます。また、合流式下水道の改善対策として、降雨開始直後の汚濁負荷の高い下水を一時貯留する雨水滯水施設を建設し、公共用水域の水質向上を図ります。

4 凈化センターの設備の充実並びに老朽化施設のレベルアップを図りながら、計画的かつ効率的に改築・更新をします。

期 間： 平成 16 年度(2004 年度)～平成 22 年度(2010 年度)

主な内容：

ア 水処理整備事業

下町浄化センターの水処理施設を増設し、水処理能力を増強していきます。また、東京湾流域別下水道整備総合計画の排出規制値に適応するための高度処理施設の導入については、国の動向や財政状況を考慮し検討していきます。

イ 汚泥処理事業

下町浄化センターの汚泥処理施設を増強していきます。

ウ 合流改善事業

浄化センターで処理しきれない下水のうち、雨の降り始めに発生する汚濁負荷の高い下水を一時貯留する雨水滯水施設を下町、上町の各浄化センターに建設していきます。まず、水処理施設の増設に併せて下町浄化センターに建設します。

エ 改築・更新事業

改築・更新計画を策定し、浄化センターの機能の高度化を図りながら、計画的かつ効率的に施設の改築・更新を進めています。

才 危機管理対策事業

地震災害等が発生した場合においても、最低限の都市機能を確保できるよう、また、二次災害を回避するため、下町浄化センター管理棟から耐震補強を実施していますが、引き続き施設の耐震補強を進めていきます。

力 用地取得

下町浄化センターの増設用地は、平成22年度（2010年度）に全て取得することを目標とし、引き続き取得していきます。